

ハイブリッド・ビジネスローン

法人会・税理士会がお届けする新しいかたちの制度融資

特典

無担保融資

金利優遇
・
手数料不要

第三者保証人
不
要

会計チェック
リスト作成
によりさらに
優遇

税理士法
第33条の2
①②添付書面
によりさらに
優遇

会計参与
制度導入
によりさらに
優遇

電子申告
電子納税
利用により
さらに優遇

優遇

*この優遇された融資はハイブリッド・ビジネスローンに限ります。

お申込のための条件

- 法人会会員または税理士関与先事業所であること。
- 各金融機関の定める条件に合致すること。
- 税金の滞納がないこと。

ご相談・お申込

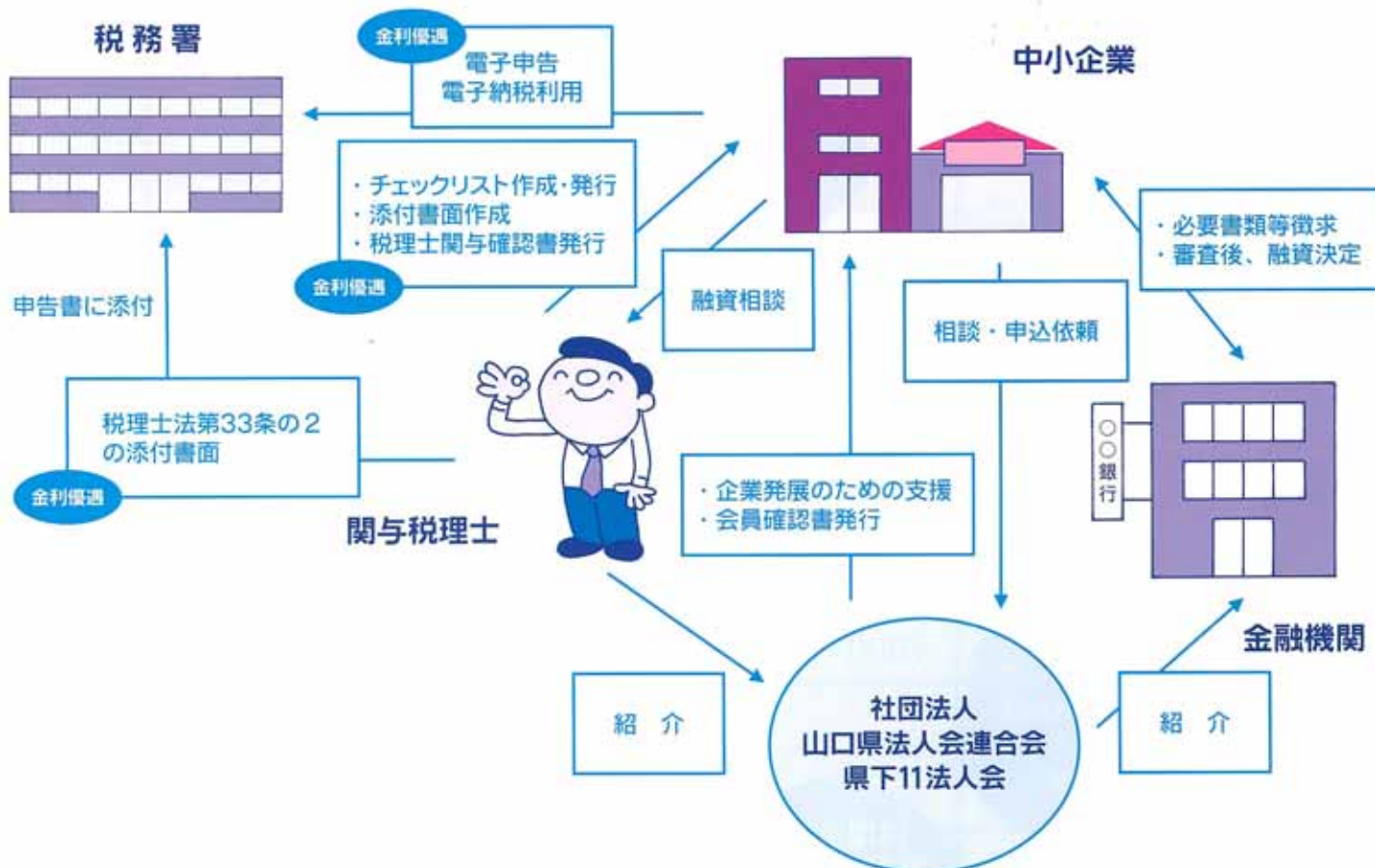
- 融資の実行には、法人会会員か税理士関与であることの確認書が必要です。
- お申込にあたっては、別途必要となる書類がございます。詳しくは各金融機関におたずねください。
- この制度は、融資の実現をお約束するものではありません。金融機関の審査によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

法人会・税理士会では、各金融機関の協力を得て、法人会会員並びに税理士会関与事業所向けに優遇された融資制度を紹介するものであります。

県下中小企業の資金調達の円滑化を図り、更なる事業発展を支援するとともに、中小企業の会計に関する指針による「チェックリスト」や税務署に提出する「添付書面制度」の活用、「電子申告・電子納税」の利用、さらには、新しい会社法による「会計参与制度」を導入することにより、金融機関として財務諸表の信憑性が更に高いとの認識から有利な利率で融資する制度となっております。

正しい会計ルールに基づく決算書は、経営活動への羅針盤であると同時に、取引先や金融機関のみならず、一般消費者に対して「健全で信用力のある中小企業」であることを広く社会的に認知させることとなります。

法人会・税理士会によるハイブリッド・ビジネスローンの流れ



- ◆ 法人会会員企業であれば、無担保・第三者保証人不要・手数料不要等の特典が利用できます。
- ◆ 「チェックリスト」「添付書面」「会計参与制度」「電子申告・電子納税」等の書類の添付がなくてもお申込できます。
- ◆ 「チェックリスト」「添付書面」にて金利優遇を受ける場合には、税理士が作成し押印がある書類に限ります。ただし、「添付書面」は写して結構です。
- ◆ 「会計参与制度」導入による金利優遇を受ける場合は、当該法人の登記簿の写しが必要です。
- ◆ 「電子申告・電子納税」利用により金利優遇を受ける場合は、これらを証する資料の（写し）が必要です。
- ◆ 現在、取扱金融機関とお取引のない事業所も利用可能です。
- ◆ お申込は、申込シートに必要項目を記入し、法人会会員確認及び税理士の確認を受けた上、取扱金融機関の本支店窓口にお申込ください。

「確認書」の発行は裏面記載の各法人会事務局にお問い合わせください。